

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令要綱

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の一部改正（第1条関係）

1 平成28年1月1日前に告知をした者が、平成31年1月1日以後最初に配当等の支払を受ける日等までに支払事務取扱者等に行うこととされている個人番号又は法人番号の告知について、次の措置を講ずることとする。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条関係）

(1) 告知期限を3年延長する。

(2) 支払事務取扱者等が番号未告知者の個人番号を振替機関から提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該支払事務取扱者等に個人番号の告知があったものとみなし、当該番号未告知者は当該支払事務取扱者等の告知事項の確認を受けたものとみなす。

（注）上記(2)の改正は、平成32年4月1日から施行する。（附則関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第131号）の一部改正（第2条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の改正に伴う所要の整備を行うこととする。（所得税法施行令等の一部を改正する政令附則第21条、第23条～第26条関係）

三 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）の一部改正（第3条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うこととする。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第10条、第11条関係）

四 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。（附則関係）